

【令和８年度】特定事業所集中減算届出書（別紙１）記載要領

１「担当者氏名」「電話番号」

届出書の内容を確認する際の担当者氏名と電話番号を記載する。

２「80%を超えた法人の有無」

訪問介護サービス等で80%を超えた法人がある場合は「有」にチェックする。無い場合は「無」にチェックする。

３「正当な理由の有無」

「80%を超えた法人の有無」が「有」の場合、正当な理由がある場合は「有」にチェックする。無い場合は「無」にチェックする。

４「正当な理由が有の場合の該当する理由の番号」

「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱い（令和５年度）」の「３ 正当な理由の範囲について」の①から⑥のうち一つを選択して記載する。

５【１判定期間における居宅サービス総計画件数】

それぞれの月で給付管理を行った総数を記載する。（月遅れ請求の場合は、請求した月ではなく実際に給付管理を行った月に入れる。以下同じ。）

６【２訪問介護】（例）

（１）「訪問介護を位置づけた計画件数」

訪問介護を位置づけた計画数を記載する。なお、介護予防訪問介護及び総合事業（介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA）は含まない。

（２）「サービス事業所法人名」

紹介数が多い法人名（６ヵ所まで）を記載する。（同一法人ごとの記載とし、系列法人は別法人として扱う。）

（３）「法人ごとの居宅サービス件数」

その法人を位置づけた件数を記載する。なお、１人の利用者が２つ以上の事業所を利用している場合であっても、その法人が同一法人であれば「１」と数える。

（４）「 b/a 」

法人ごとの居宅サービス件数の合計数（ b ）を、訪問介護を位置づけた計画件数の合計数（ a ）で割り、小数点第一位まで記載する（小数点第二位を切り上げ）。

（５）「紹介率が80%を超えた場合の、当該法人の訪問介護事業所名」当該法人が運営し、実際に計画に位置づけた訪問介護事業所名を列記する。

- 7 以下、【5地域密着型通所介護通所介護】まで同様に記載する。利用のないサービスについては、空欄のままでかまわない。

○特定事業所集中減算に係る再計算書（別紙１－２）

1 「正当な理由」として⑤（サービスの質が高いこと）を選択した場合

- (1) 「届出居宅介護支援事業所名称」に届出する居宅介護支援事業所名、「事業者番号」に居宅介護支援事業所事業所指定番号を記入する。
- (2) 「市長の認める正当な理由⑥」にかかる80%を超えて集中した法人の事業所の名称と、サービスの種類を記載箇所の下の一覧から選択して記入する。
- (3) 「サービスの質が高い」とする理由を、ア～エの全てについて「はい」か「いいえ」の該当する欄に○を記入する。
- (4) ウについては、サービスの質が向上する体制整備を条件とする加算（※6別紙4の対象加算名一覧参照）を言うため、3において当該加算名を記載する。
- (5) エに係る挙証資料については、3において具体的な記録資料の名称を記載するが、写し等の添付は不要。記録資料は、市が行う実地指導の際に確認することがある。
- (6) 当該事業所を位置づけたケアプランを除外して、4において計画件数を記載し、再計算する。このとき、除外するのは再計算書の「 b/a 」の分子「b」の部分だけで、分母「a」からは除外する必要はない。

2 「正当な理由」として⑥「事前相談シート」により認められた案件のある場合

- (1) 「届出居宅介護支援事業所名称」に届出する居宅介護支援事業所名、「事業者番号」に居宅介護支援事業所指定番号を記入する。
- (2) 「市長の認める正当な理由⑥」にかかる80%を超えて集中した法人の事業所の名称と、サービスの種類を記載箇所の下の一覧から選択して記入する。
- (3) 2「サービスの質が高いとする理由」は記載しない。
- (4) 3において、市からの回答が記載された事前相談シートの写しを添付する。
- (5) 当該事業所を位置づけたケアプランを除外して、4において計画件数を記載し、再計算する。このとき、除外するのは再計算書の「 b/a 」の分子「b」の部分だけで、分母「a」からは除外する必要はない。

3 80%を超えて集中した事業所が複数ある場合

80%を超えて集中した事業所が複数のサービスにある場合は、別紙1－2を適宜コピーして記載し、サービスごとに再計算する。